

県民税利子割

金融機関などから支払を受ける預貯金の利子等に対しては、他の所得と分離し、国税である所得税・復興特別所得税とともに県民税として利子割が課税されます。

納める方

金融機関などを通じて利子等の支払を受ける個人*

* 平成28年1月1日以後、法人に対して支払われた利子等については、利子割課税の対象外となりました。

納める額

利子等の額 × **5%** (注) このほかに、所得税及び復興特別所得税 (15.315%) が課されます。

納める時期と方法

金融機関などが、利子等の支払の際に特別徴収(天引き)し、1か月分をまとめて翌月10日までに申告納入します。沖縄県では、特別徴収した税額の申告納入などについて、那覇県税事務所(法人班)が一括して取り扱っています。

課税対象

- 特定公社債 (国債、地方債、上場公社債、公募公社債など) 以外の公社債の利子*
- 銀行や信用金庫などの預金利子
- 勤務先預金等の利子 など

* 同族会社の判定の基礎となった株主 (個人) 等並びに同族会社の判定の基礎となった株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が受け取る社債の利子等については、総合課税の対象となるため、除かれます。

(注) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子などについては利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。

県民税配当割

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益に対しては、他の所得と分離し、国税である所得税・復興特別所得税とともに、県民税として配当割が課税されます。なお、少額投資非課税制度 (NISA) における非課税口座内の少額上場株式等の配当等は非課税になります。

納める方

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益の支払を受けるべき日現在、県内に住所を有する個人

納める額

上場株式等の配当及び割引債の償還差益の額 × **5%**

(注) このほかに、所得税及び復興特別所得税 (15.315%) が課されます。

納める時期と方法

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益の支払をする上場会社や金融商品取引業者 (証券会社等) などが、その支払の際に特別徴収(天引き)し、納入申告書を作成の上1か月分をまとめて翌月10日までに納めます。沖縄県では、特別徴収した税額の申告納入などについて、那覇県税事務所(法人班)が一括して取り扱っています。

課税対象

- 上場株式等* の配当等
- 特定口座外の割引債の償還差益 (発行時に課税されたものを除く。)

* 上場株式等とは

上場されている株式等※、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの、特定公社債 (国債、地方債、上場公社債、公募公社債など) など

※ 全体の3%以上の株式等 (令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等については、その支払を受ける者が保有する株式等と同族会社が保有する株式等を合算) を有する大口株主が受け取る配当等は総合課税の対象となるため、配当割の対象にはなりません。

(注) 平成28年1月1日以後、特定公社債などが上場株式等に含まれることとなりました。

源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合の特例

源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等 (以下「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。) については、当該源泉徴収選択口座外の上場株式等の配当等と区分して計算します。

〈源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の特例の概要〉

納める方

源泉徴収選択口座を通じて上場株式等の配当等の交付を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人

納める額

源泉徴収選択口座の上場株式等の配当等の額* × **5%**

* 源泉徴収選択口座内の上場株式等の配当等から当該源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡損失を控除した額となります。

(注) このほかに、所得税及び復興特別所得税 (15.315%) が課されます。

納める時期

配当等の支払の取扱いをする証券会社等が、その配当等を交付する際に特別徴収し、1年間分をまとめて翌年1月10日までに納めます。

課税対象

県民税配当割の課税対象のうち、源泉徴収選択口座を通じて交付を受ける配当等*

* 平成28年1月1日以後、特定公社債などを源泉徴収選択口座に受け入れることが可能となり、特定公社債の利子なども対象となりました。

県民税株式等譲渡所得割

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等(年間の売買損益を通算した後の利益)に対しては、国税である所得税・復興特別所得税とともに、県民税として株式等譲渡所得割が課税されます。

なお、少額投資非課税制度(NISA)における非課税口座内の少額上場株式等の譲渡による所得等は非課税となります。

納める方

源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡に係る所得等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人

納める額

源泉徴収選択口座の上場株式等の譲渡による所得等の額 × 5%

(注) このほかに、所得税及び復興特別所得税(15.315%)が課されます。

納める時期と方法

源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う金融商品取引業者(証券会社等)などが、その支払の際に特別徴収(天引き)し、納入申告書を作成の上翌年の1月10日(口座解約分等では中途月分として翌月の10日)までに納めます。沖縄県では、特別徴収した税額の申告納入などについて、那覇県税事務所(法人班)が一括して取り扱っています。

課税対象

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡に係る所得等*

配当割の対象となる上場株式等と原則として同一です。

*平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る所得及び割引後の償還差益が課税対象となりました。

●少額投資非課税制度(NISA)

非課税口座内における少額上場株式等の配当等及び譲渡益については、県民税についても非課税となります。

なお、少額上場株式等には上場されている株式等や公募等株式投資信託などが含まれ、特定公社債や公社債投資信託などは含まれません。

※詳しい内容は、金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp>)をご覧ください。

★それぞれ、令和3年10月1日から、eLTAX(エルタックス)による電子申告・電子納入が可能となりました。